

参考資料3—2

大阪市社会福祉審議会条例

平成12年4月1日
条例第19号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第9条第1項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和62年大阪市条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている大阪市社会福祉審議会は、第1条に規定する大阪市社会福祉審議会とみなす。

附 則（平成12年9月28日条例第84号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第117号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第65号）

この条例は、平成30年12月1日から施行する。